

【消費者教育とは】

次のような消費者を育成することを目的に行う、知識・情報の普及啓発活動。

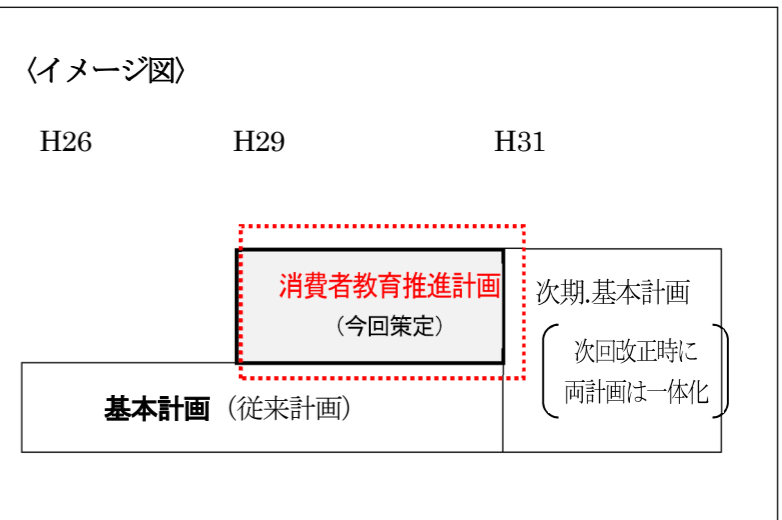
- ・自立する消費者（合理的意思決定ができ、被害を防ぐことができる消費者）
- ・消費者市民社会の形成に寄与する消費者（自らの消費行動が社会や環境に影響を与えることを理解して行動できる消費者）

【消費者教育推進計画の位置付け】

- 消費者教育の推進に関する法律（H24.8.22 公布 H24.12.13 施行）法第 10 条に基づく、都道府県区域における消費者教育の推進心に関する施策についての計画。
- 計画策定は努力義務
- 消費者庁では、全都道府県での策定を目標としている。（H28.10 現在 41 都道府県）

【消費生活基本計画（既存計画）との関係】

- 平成 26 年 4 月に策定した「第 2 次千葉県消費生活基本計画（計画期間 H26～H30）」において、消費者教育は重点課題の一つ。これに基づき、出前講座や教員向け研修等を実施。
- しかしながら、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者安全の確保や持続可能な社会の形成に向けて、消費者教育の一層の推進が必要となった。
- そこで、消費者教育に関し、当面重点的に取り組むべき事項を「消費者教育推進計画（＝法定計画）」として策定し、従来の消費者教育関連取組と合わせて推進することにより、消費者教育のより一層の充実を図る。
- なお、消費者教育推進計画は、基本計画の別冊として位置付け、計画期間は平成 30 年度までの 2 年間とし、基本計画の次回改正時に一体化する。



消費者を取り巻く環境の変化

- 高齢者の消費者被害の増加
 - ・全国的には減少に転じる中で増加が続く。
 - ・認知症等の判断不十分者契約に関する相談は高止まり。
- 子どもの事故防止対策に対する意識の高まり
 - ・全国で 14 歳以下の子供が事故で毎年 300 人以上亡くなっており、その多くは、商品等を使用していた際の事故。
- インターネットの普及に伴う新たな消費者被害の出現と増加
 - ・幅広い年代でのインターネット関連トラブルの増加
- 民法の成年年齢の引き下げに向けた動きの加速化
 - ・成年年齢が引き下げられた場合には、消費者被害が拡大するおそれ。
- 持続可能な社会づくりを考慮した消費行動への要請
 - ・地球温暖化防止や持続可能な開発に向けた新たな取組が始まる等、社会や環境に配慮した消費行動が要請されている。

消費者教育推進の方向性

- 地域ぐるみで促進するものであること。
 - ・消費者問題を地域で共有、伝え合い、見守る。
- 変化する消費者問題に即応したものであること
 - ・相談情報を速やかに消費者教育の資源として活用。
- 消費者のライフステージや特性等を踏まえて、分かりやすく実施されるものであること。
 - ・年代等によって異なるトラブル内容に応じた必要な知識・情報、効果的な教育機会や媒体を考慮。
 - ・成年年齢到達前からの発達段階に応じた段階的な消費者教育の推進。
- 持続可能な社会の形成に参画することの重要性の理解を深めるものであること
 - ・社会や環境への影響について理解を深める関連教育との連携を促進。
 - ・事業者における理解の促進

消費者教育の現状と課題

- ①学校
 - ・教員の研修機会が不足しており、授業展開が難しいとの意見。
 - ・教育資材等の情報が不十分。
- ②地域（市町村）住民向け
 - ・消費者教育を担う人材及びノウハウの不足。
 - ・教育委員会との連携が難しい、若者へのコンタクトが取りづらい等の意見が多く、若者向け消費者教育の機会が不十分。
- ③事業者
 - ・社員に対する消費者教育の機会が十分確保されていない。

- 教員に対する研修機会の拡大
- 新たな消費者教育の担い手の育成
- 関係機関・団体との連携促進
- 消費者教育・学習機会の拡大

【消費者教育推進計画（既存計画の別冊として新規作成）】 ※主な取組

<p>1. ライフステージや特性等を踏まえた教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期 ・小・中・高校生期 ・成年（若者・一般・高齢者） <p>※特性（認知症の方、障害者、外国人等）</p> <p>※場（学校、家庭、地域、職域等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保護者に対する情報提供や出前講座の拡充。 ① 大学教職員等に対する啓発の推進。 ① 新入社員研修等における消費者教育の促進支援。 ・事業者が行う消費者向け情報等の広報周知 ① 生・農・漁協等の地域ネットワークを活かした啓発の推進 ・介護・福祉関係機関等高齢者等を見守る者に対する消費者教育の推進。
<p>2. 消費者教育推進の環境づくり</p> <p>（1）消費者教育を担う拠点づくり</p> <p>（2）消費者教育を担う人材の育成</p> <p>（3）多様な主体との連携</p> <p>（市町村、警察、教育機関、消費者団体、事業者・事業者団体等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県センターの情報発信及び教育機能の強化 ① 教育資源の効果的な活用を図るコーディネーターの育成 ・地域での消費者教育の担い手となる人材の育成支援 ・学校教員向け研修の拡充 ① 様々な教育資源の活用のための連携促進 ・事業者に対する「消費者志向経営」促進の働きかけ ・環境教育、食育、国際理解教育等との連携の推進
<p>3. 関連教育との連携</p>	

「基本計画」で実施されている消費者教育関連取組について、環境変化を踏まえて検証し、拡充又は新たに取り組むべき事項を重点取組計画として整理。

【第 2 次 千葉県消費生活基本計画】（従来計画のうち消費者教育関連の取組）

- 重点課題 1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり**
 - ・消費生活相談員への研修、障がい等に配慮した情報提供 等
- 重点課題 2 消費者被害の防止と安全・安心ネットワーク**
 - ・市町村及び関係機関等とのネットワークの構築、消費者被害防止に関する情報発信
- 重点課題 3 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進**
 - ・出前講座の実施、教育関係機関等との連携、教職員や保護者に対する研修、地域における消費者教育の担い手の育成、環境教育 等
- 重点課題 4 取引の適正化と悪質事業者に対する指導強化**
 - ・事業者の法令遵守意識の醸成、悪質事業者等に関する情報の消費者への提供 等
- 重点課題 5 生活関連物資の安定供給と消費生活の安全・安心の確保**
 - ・事故情報の提供、地産地消と食育の推進、成年後見制度の広報・啓発 等